高第６４９号
令和８年１０月２３日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の再開について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４４の２の規定に基づき、介護サービス事業者が都道府県に報告することとされている標記情報に係るデータベースの運用について、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、ご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス事業者経営情報の報告に関しては、県のホームページにおいても情報を掲載しておりますので、以下に示すＵＲＬよりご確認いただきますようお願いいたします。

記

１．通知の概要

（１）システムの再開時期

報告負担の軽減に向けたシステム上の対応等を行うため、事業者が実施する２回目分以降の報告（令和７年３月以降に終了する会計年度に係る報告）について、受付を停止していたが、当該対応等が完了したことに伴い、令和８年１０月２６日（月）から報告の受付を再開する。

（２）報告事項の追加

介護サービス事業者が報告を行わなければならない介護サービス事業者経営情報の具体的な内容について、以下の項目を追加する。

・介護サービスごとの延べ床面積
・医療における延べ床面積
・障害福祉サービスにおける延べ床面積

（３）システムの再開に伴う経営情報の報告期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第36 号）第１４０条の６２の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後３月以内に行うものとされているが、必要なシステム上の対応等を行ったことに鑑み、報告負担を軽減する観点から、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
①　令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年１２月３１日
②　令和８年３月から同年１２月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月３１日
③　令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

２．「介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度」の県ホームページ
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/397540.html

３．お問い合わせ先

＜介護サービス事業者経営情報データベースシステムに関すること＞

メール：helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp（ヘルプデスク）

※お問い合わせ前に下記「介護経営 DB に関するお問合せにあたってのお願い」をご確認ください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/518465.pdf

＜G ビズ ID に関すること＞

G ビズ ID 窓口：0570-023-797（受付時間 9:00~17:00、土日祝日・年末年始を除く）

メールでのお問い合わせは下記 URL を参照してください。

https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html

＜本制度に関すること＞

メール：c11215@pref.gifu.lg.jp（岐阜県高齢福祉課）

所　属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係　長	安　藤	担　当	髙　橋
電　話	058-272-8298		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		